



3月10日から約3週間かけて行われる八木中学校での除染作業。写真は、重機で敷地内の表土を削り取り、作業員が持つ袋に入れる様子(3月15日撮影)

流山市除染実施計画を策定 不安を解消し安心できる生活環境へ

市では、今年1月1日に施行された「放射性物質汚染対処特措法」に基づく法定計画である「流山市除染実施計画」を2月29日、全国で最初に策定しました。

この計画は、1月30日に案を公表したタウンミーティングとパブリックコメントで市民の皆さんからいただいたご意見を踏まえ、法律に基づく国との協議を行い、合意を得て策定したものです。

今後は、この計画に基づき、除染作業に取り組みます。なお、作業の進捗状況や空間放射線量の推移などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

☎放射能対策室 ☎7168-11005

平成24年度予算 放射能対策に 約14億3千万円を計上

平成24年度の予算に除染対策費用や焼却灰の一時保管の費用など、放射能対策費として約14億3千万円を計上しました。

子どもの施設の除染対策事業	4億6,793万円
公園や公共施設などの市有地の除染対策事業	6億8,557万円
放射線測定器の貸し出し・市民の除染作業の支援事業	2,080万円
公民館等の公共施設の放射線量測定事業	109万円
焼却灰と落ち葉・剪定枝の一時保管に関連する事業	2億3,988万円
放射線に係る健康相談事業	144万円
市内農作物、学校・保育所の給食の放射性物質分析事業	483万円

井崎市長からの メッセージ



流山市長 井崎 義治

安心できる生活環境へ 全力で除染を進めます

東日本大震災に伴う福島第一原発の事故が発生して1年が経ちました。震災直後には思いもよらなかった放射能の影響が、200キロも離れた流山市を含む東葛地域にまで及び、これまで市民の皆様のご協力をいただきながら、様々な対応を実施して参りました。

昨年12月28日に、東葛地域の各市は国の放射性物質汚染対処特措法による汚染状況重点調査地域に指定されました。本市では、この指定に基づく除染実施計画を、国との協議を終えて2月29日に全国で最初に策定しました。今号は、この計画の概要を市民の皆様にお知らせするとともに、家庭でできる除染の方法や放射線についての知識などをまとめ、保存版としてご活用いただけるよう発行しました。

計画では、市内全域を対象に平成25年度末までに除染作業を完了することとしました。また、小・中学校や保育所、学童クラブなど子どもの利用する78施設では、線量にかかわらず平成24年度の前半中に全面的な除染を実施します。

民有地の除染についても、まずは子どもがいるご家庭の測定申請を優先して4月2日から受け付け、基準を超えるご家庭については8月から除染を開始する予定です。

また、子どもを持つ保護者を対象とした個別の健康相談の実施や、市内農産物や保育所・学校給食の放射性物質分析検査体制の強化を図ります。

流山市は、市民の皆様が心から安心できる生活環境を一日も早く取り戻すため、全力を挙げて参りますので、一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

子どもの利用する施設を最優先に除染を開始

平成25年度末までに市内全域の除染を完了予定



学校敷地内の土壌の表土除去

流山市独自の目標値を設定しています

東京電力福島第一原子力発電所の事故に由来する追加被ばく線量(自然被ばく線量および医療被ばく線量を除いた被ばく線量)を年間1ミリシーベルト以下にすることを目指します。

除染は、国の放射性物質汚染対処特措法に基づく除染関係ガイドラインを踏まえ、高さ1メートル(小学校以下は高さ50センチメートル)で毎時0.23マイクロシーベルト未満にすることを旨とします。さらに市独自の取り組みとして、子どもが多く利用する施設では高さ5センチメートルで毎時0.23マイクロシーベルト未満となるよう対応を図ります。

平成25年度末までを計画期間とします

計画期間は、平成23年度から平成25年度までとします。

対象区域は市内全域です

私有地を含め流山市全域(35.28km²)を対象区域とします。

子どもが多く利用する78施設は全てが除染対象です

基本的には、目標値以上の施設などを除染対象とします。しかし、子どもの追加被ばく線量をできる限り減らすため、子どもが多く利用する78施設(小学校、中学校、私立を含む保育所(園)・幼稚園、学童クラブ、子どもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センター)は全てを対象とします。

公園については、施設の数が多いことから、市独自の目標値を超えた公園の広場部分の空間放射線量と利用状況を勘案して除染を行います。

また、子どもが多く利用する施設をはじめ、公共施設などについては市が除染を行います。これら以外の除染を進めるためには、市が行う除染に加え市民や所有者の皆さんの協力が不可欠です。今後は、市民や所有者、自治会、ボランティア団体などにも協力をお願いしながら除染を実施していきます。

- 子どもが多く利用する施設、通学路の側溝等、その他公共施設など
→ 流山市が主体となって行います。

- 国や県の施設
→ 国や県が主体となって行います。

- 私有地(住宅、商業施設、工場など)、農地、山林
→ 流山市と市民や所有者などが協力して行います。

子どもが多く利用する施設を最優先に除染を行います

成人に比べて放射線の影響を受けやすい子どもの生活環境で、放射線量が高い施設から優先的に除染を実施していきます。

最優先

● 子どもが多く利用する施設 ●

小・中学校、私立を含む保育所(園)・幼稚園、公園、学童クラブ、こどもの遊び場、知的障害児通所施設、児童センター

● 道路 ●

通学路

● その他の公共施設 ●

スポーツ施設、福祉会館、公民館、図書館、通学路を除く道路など

● 私有地 ●

住宅、商業施設、工場など

● 農地 ●

小・中学校、私立を含む保育所(園)・幼稚園、通学路に隣接する農地

● 生活圏に隣接する山林 ●

小・中学校、私立を含む保育所(園)・幼稚園、通学路に隣接する山林

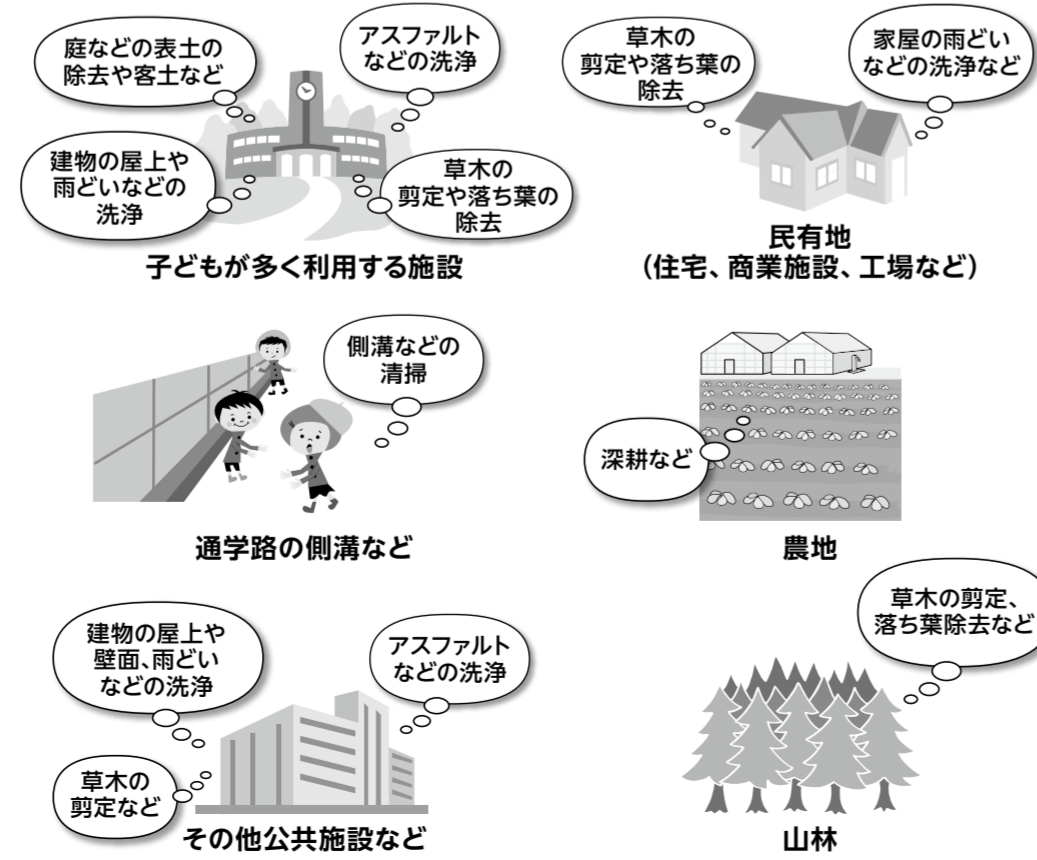
除染方法は国のガイドラインなどから選定します

除染方法は、原則として国の除染関係ガイドラインに示す方法および放射線量低減対策特別緊急事業費補助金交付要綱の中から必要なものを選定します。

除染は、放射性物質の飛散や流出の防止、除去土壌の量などの記録など、生活環境の保全へ配慮しながら実施します。また、除染が適切に実施されたことを確認するため、除染の前後に放射線量の測定を行い、効果の確認をします。

○ 施設ごとの除染方法

それぞれの施設での放射線量測定結果により、除染方法を選定して行います。



平成25年度末までに除染を完了する予定です

子どもが多く利用する施設や通学路の側溝などは、平成24年度末までに、それ以外の公共施設や私有地は平成25年度末までに除染を完了します。スケジュールは、必要に応じ見直します。

○ 除染スケジュール

→ 放射線量の把握・検証 → 除染の実施

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
子どもが多く利用する施設	→	→	→
通学路の側溝など	→	→	→
その他公共施設など	→	→	→
私有地(住宅、商業施設、工場など)	→	→	→
農地	→	→	→
山林	→	→	→

除去土壌の保管は、原則、発生場所で地下保管をします

除染により発生した土壌などは、原則、発生した場所での地下保管とします。

通学路などの側溝の汚泥は仮置場を設置し、適切な保管を行います。その際の収集・運搬については、安全性の確保を最優先に、飛散流出防止の措置などを講じ、周辺住民の健康や生活環境の保全に配慮します。

また、保管は国の除染関係ガイドラインに基づき、安全管理に努めます。

○ (参考) 覆土による遮へい効果

覆土厚	低減率
5cm	51%減
10cm	74%減
15cm	86%減
30cm	98%減

原子力災害対策本部:市町村による除染実施ガイドライン(平成23年8月26日)より抜粋

放射線量測定は継続して行い、検証により計画を見直します

継続測定: 市内の放射線量については、国・県が実施する測定のほか、市でも継続的な調査を実施します。

計画の見直し: 本計画は、除染の進捗状況、空間放射線量の低減および継続測定の結果等を評価・検証し、国の動向も踏まえ、見直しを行います。

流山市除染実施計画の概要

市では、2月29日に国の合意を得て流山市除染実施計画を全国で最初に策定しました。今後は、この計画に基づき市内の除染を進めていきます。この面では、計画の概要をご紹介します。

私有地の除染を希望する方は申し込みを放射線量測定の受け付けを4月2日から開始

まずは中学生以下のお子さんがある家庭から

流山市除染実施計画で定めるとおり、目標値(高さ1メートルで毎時0.23マイクロシーベルト)以上の私有地については、国の支援を受けて市が除染を実施します。除染を希望する方は、その前に放射線量の測定を行いますのでお申し込みください。受け付けは4月2日から行います。測定は4月中旬以降を予定しています。

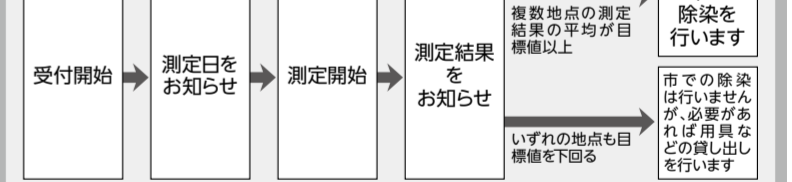
子どもは成人に比べて放射能の影響を受けやすいため、まずは中学生以下のお子さんがある家庭の敷地などを対象とします。これ以外の私有地については、先行するお子さんがいる家庭の測定と除染の進捗状況を確認しながら、決定次第、お知らせします。

対象: 中学生以下のお子さんがある家庭
受け付け: 4月2日(月)~5月9日(水)に放射能対策室へファクス、メール、電子申請、または窓口で申し込み。
 ファクス: 7158-1136または7150-6521
 メール: kankyohozen@city.nagareyama.chiba.jp
 電子申請: 市ホームページの電子申請より受け付け
 ※電話での受け付けは行いません。
 ※測定は先着順ではなく、後日、市から測定日をお知らせします。
 ※4月2日より前には受け付けは行いません。
 ※詳しい申し込み方法は広報なげれやま4月1日号でお知らせします。
 ※窓口でのお申し込みは混雑が予想されますので、できるだけファクスなどでお申し込みください。

市からお知らせした日時に、市職員または委託業者がご自宅に測定に伺います。申込者立ち会いのもと、国のガイドラインを踏まえ複数の地点で測定を行い、測定結果については後日ご連絡します。

測定された放射線量の平均値が目標値以上の場合は、8月以降、委託業者がご自宅の除染を行います。

測定された放射線量が目標値未満の場合、市は除染を行いませんが、希望する方や自治会には用具などをお貸しします。



図放射能対策室 ☎7168-1005

「流山市除染実施計画」の原文と、「パブリックコメントの実施結果」「放射性物質汚染対処特措法」「除染関係ガイドライン」は放射能対策室のホームページからご覧いただけます。

問い合わせ

- 流山市除染実施計画に関すること
放射能対策室 ☎7168-1005
- 小・中学校に関すること
教育総務課 ☎7150-6103
- 幼稚園に関すること
学校教育課 ☎7150-6104
- 保育所(園)・学童クラブに関すること
保育課 ☎7150-6124
- 道路に関すること
道路管理課 ☎7150-6093
- 公園に関すること
みどりの課 ☎7150-6092
- 子どもの遊び場に関すること
子ども家庭課 ☎7150-6082

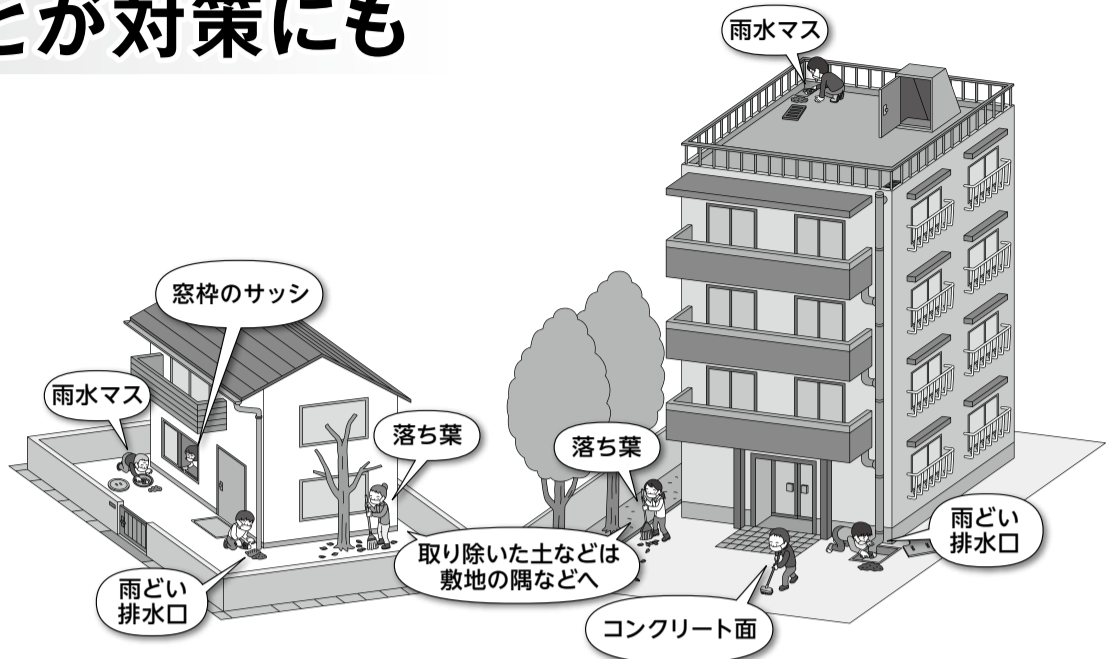
住宅ではここが溜まりやすい！ 家をきれいにするのが対策にも

家庭でできる放射能対策をイラストにまとめました。雨どい排水口や雨水マスなどでは局所的に線量が高くなりやすいことが確認されていますが、それと同時に溜まった土を取り除くなどすることで線量が下がりやすいという結果も出ています。

ほかにも落ち葉などを掃いて集めたり、コンクリート面をブラシでこすったりするなど、家をきれいにするのが放射能対策にもつながります。

なお、取り除いた土や落ち葉などは、敷地内の人があまり近寄らない場所へ埋めるなどしてください。
※除染作業を行う際はマスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長そでなどを着用してください。

☎放射能対策室 ☎7168-1005



放射線量測定器の貸し出し 対象は個人と自治会

個人や自治会への簡易型放射線量測定器の貸し出しを行っています。個人への貸し出しについては、概ね2週間お待ちいただくようになりますが、自治会への貸し出しは比較的早期に貸し出しすることができますのでご利用ください。

個人への貸し出し

貸出対象：市民
貸出台数：20台
貸出時間：1人1台で平日9時～16時
機種：クリアパルス社製ミスターガンマA2700

自治会への貸し出し

貸出対象：市内の自治会
貸出台数：10台
貸出時間：1自治会につき1台で平日の火曜10時から翌週月曜16時までの1週間
機種：クリアパルス社製ミスターガンマA2700

共通事項

予約受付：平日の月～金曜9時～17時に、放射能対策室へ電話または窓口で受け付け

☎放射能対策室 ☎7168-1005

放射線の影響を簡単に計算 実効線量を知りましょう

茨城大学 高妻孝光教授

放射性物質を含む食品を食べた時の人体への影響量(実効線量)は、食品中の放射性物質の放射能濃度と、食べた量、年齢による換算係数を掛けることで、簡単に求めることができます(計算式参照)。

例えばセシウム137の換算係数は、乳児(0.021)、幼児(0.0097)、少年(0.010)、青年(0.013)、大人(0.013)となっています(※)。

計算式 実効線量(マイクロシーベルト)＝
放射能濃度(ベクレル/kgまたはベクレル/l)×
摂取量(kgまたはl)×換算係数

例えば…新基準値である100ベクレル/kgの牛肉を200g食べた時の影響量

100ベクレル/kgの牛肉を200g食べた場合、摂取は20ベクレル。乳児が食べたとすれば、換算係数0.021を掛けるので、実効線量は0.42マイクロシーベルトとなります。なお、日本での食品からの自然放射線による内部被ばくは年間410マイクロシーベルトとなっています。

※平成12年度厚生特別科学研究「原子力施設の事故等緊急時における食品中の放射能の測定と安全性評価に関する研究」より

食品の放射性物質の新基準値を国が決定 4月から大幅に厳格化して適用

厚生労働省の薬事・食品衛生審議会は、食品に含まれる放射性セシウムの新しい基準値を現在の暫定規制値から大幅に厳格化することを決めました。新基準値は4月1日から適用されます。

●食品中の放射性セシウムの新基準値(単位:ベクレル/kg)

現在の暫定規制値	新基準値	
飲料水 200	飲料水 10	ミネラルウォーター類 飲用茶(※1)
牛乳 乳製品 200	牛乳 50	牛乳、低脂肪乳、 乳飲料など
野菜類 穀類 肉・卵・魚 その他 500	乳児用 食品 50	粉ミルク、市販の ベビーフードなど
	一般 食品 100	上記以外の食品(※2)

※1 茶など(原料から抽出して飲むなどの食品)→茶葉にお湯を入れ飲む状態で「飲料水」の基準値を適用

※2 乾燥きのこ類など(水で戻して食べる食品)→原材料と水戻した状態で「一般食品」の基準値を適用

●新基準値の経過措置

厚生労働省は、市場や消費者に混乱が起きないように一部食品に経過措置を設けました。米と牛肉は今年10月1日、大豆は平成25年1月1日から新基準値が適用となります。

今年3月31日までに製造、加工、輸入された食品は、賞味期限まで現在の暫定規制値を適用し、4月1日以降に製造、加工、輸入されたものについては新基準値となります。

☎厚生労働省 ☎03-5253-1111 (代表)

市内農作物・給食用食材の放射性物質の検査

市が独自に導入した簡易分析機器で、市内農作物と給食用食材の放射性物質の簡易検査を行っています。11月18日に出荷停止となった原木しいたけ(露地栽培)を除き、いずれも国の暫定規制値を下回っており、安全が確認されています。詳しい検査結果は市ホームページをご覧ください。

今後は、簡易分析機器の精度を上げ、新たにもう1台の分析機器を導入して検査の頻度を増やしていくことにしています。

☎農作物について…農政課 ☎7150-6086

学校給食について…学校教育課 ☎7150-6104

保育所給食について…保育課 ☎7150-6124